

○文部科学省告示第九十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣 松野 博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第1章の規定（第3の1(3)イを除く。）によるものとする。

2 国語

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

3 社会

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新小

学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用するものとする。

- (2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。

4 算数

- (1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる学年に係る同表の第5欄に掲げる事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第6欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成30年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
	第4学年	2 B (1)ア	第3学年		3 (7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
		2 B (1)	第4学年	2 B (4)イ(ア)の	

				うち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
平成31年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
	第4学年	2 A (5)	第4学年	2 A (4)ア(ア)	
		2 B (1)	第4学年	2 B (4)イ(ア)のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 D	第4学年	2 C (2)ア(ア)	
	第5学年	2 B (2)	第5学年	2 B (4)イ(ア)のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
		2 B (4)	第5学年	2 C (2)ア(ア)	

(2) 平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2 A (4)カに規定する事項を省略するものとする。

5 理科

(1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第4学年〕の2 A (3)イに規定する事項

を省略するものとする。

(2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第5学年〕の2B(2)イに規定する事項を省略するものとする。

(3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第6学年〕の2A(4)ウに規定する事項を省略するものとする。

6 生活

平成30年度及び平成31年度の第1学年及び第2学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 音楽

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

8 図画工作

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

9 家庭

平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の家庭の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

10 体育

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

11 特別の教科 道徳

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

12 外国語活動

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第20号)

(12(2)において「改正省令」という。)附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。

(2) 改正省令附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

13 総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第5章の規定（第3の2(9)の後段の部分を除く。）によるものとする。

14 特別活動

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。